

委員会提出議案第1号

令和5年6月2日大雨被害復旧に対する財政支援の拡充に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年6月23日 提出

提出者 総務経済委員会

委員長 南 出 昌 彦

令和5年6月2日大雨被害復旧に対する財政支援の拡充に関する意見書

令和5年6月2日に和歌山県北部に発生した線状降水帯により観測史上一位を更新する非常に激しい雨が降り続き、本市においても道路・河川・農地・住居等400件を超える被害が発生し、住民生活や経済活動に深刻な被害をもたらしている。

本市は中山間地域が多く、そこで発生した傾斜地等の小規模な土砂災害に対する復旧作業は市単独事業で行うことになるが、被害箇所が多いため、復旧に要する費用は市の財政に大きな負担となる。

よって、小規模な災害が多数発生した場合の財政支援の拡充などについて下記事項を強く要望する。

記

1. 小規模な災害が多数発生した場合の復旧に係る財政措置として、災害復旧事業の規模に応じた一般単独災害復旧事業債の交付税措置の増嵩、市内工業団地の法面復旧事業について一般単独災害復旧事業債の充当を可能とする制度の拡充及び堆積土砂排除事業の補助対象要件を緩和されたい。
2. 災害復旧に対する十分な財政支援措置として、市街地や住家に堆積している土砂の排除及び処分に対して、特別交付税の基礎数値に算入するなど財政措置を講じられたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日
橋本市議会

(提出先) 衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(防災、海洋政策)